

西入間広域危険物防火安全協会会則

制定	昭和 53 年 7 月 19 日	
改正	昭和 56 年 6 月 9 日	昭和 57 年 5 月 19 日
	昭和 61 年 5 月 21 日	昭和 63 年 5 月 23 日
	平成 8 年 6 月 7 日	平成 9 年 6 月 11 日
	平成 18 年 4 月 25 日	平成 20 年 7 月 25 日
	平成 28 年 5 月 20 日	平成 29 年 5 月 26 日
	令和 2 年 5 月 21 日	

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、西入間広域危険物防火安全協会と称し、事務所を西入間広域消防組合消防本部内に置く。

(組織)

第 2 条 本会は、西入間広域消防組合管内の消防法施行令別表第一に定める防火対象物（以下「防火対象物」という。）並びに消防法別表に定める危険物の貯蔵取扱いをする施設等（以下「危険物施設等」という。）の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）その他本会に賛同するものを以って組織する。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、消防機関と緊密な連絡を保持し、危険物の取扱い技術の向上と施設の安全確保及び改善、消防用設備の整備充実を図り、消防上必要な法令の普及徹底及び災害の未然防止並びに防火思想の普及に努め、以って会員事業所の健全化と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 火災予防啓発並びに防火思想の普及徹底に関すること。
- (2) 防火管理の研究、調査に関すること。
- (3) 危険物の取扱いと安全管理の研究調査に関すること。
- (4) 関係法令の普及並びに消防設備の改善充実に関すること。
- (5) 講習会、研修会並びに視察に関すること。
- (6) 会員相互の親睦並びに災害発生時における協力に関すること。
- (7) 関係図書の刊行購入、その他印刷物の配布に関すること。
- (8) 会員の表彰並びに慶弔慰問に関すること。
- (9) その他本会の目的達成に必要な事項

(会員)

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員
防火対象物及び危険物施設等の所有者等
- (2) 賛助会員
本会の趣旨に賛同するもの

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 若干名 (内1名は常任理事)
- (4) 監 事 2名
- (5) 幹 事 1名

(役員を選出)

第7条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事の中より選出する。
- (2) 副会長は、理事の中より会長が選出する。
- (3) 理事及び監事は会員より選出する。但し、理事のうち常任理事は西入間広域消防組合予防課長又は予防副課長の職の者を以って充て会長がこれを委嘱する。
- (4) 幹事は、西入間広域消防組合予防課の職員にある者を以って充て、会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第8条 本会の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理し各会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は本会の会務を掌理する。
- (4) 監事は本会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。
- (5) 幹事は本会の庶務及び会計事務を分掌する。

(役員任期)

第9条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 補欠役員任期は前任者残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は次に掲げる職にあるものを会長が委嘱する。

- (1) 西入間広域消防組合管理者
- (2) 西入間広域消防組合副管理者
- (3) 本会に功労があり理事会で推薦する者

3 顧問は会長の要請により各会議に出席し、本会の重要事項について意見を述べる
ことができる。

(相談役)

第11条 本会に相談役を置くことができる。

2 相談役は次に掲げる職にあるものを会長が委嘱する。

- (1) 西入間広域消防組合参事又は次長の職にある者

3 相談役は会長の要請により各会議に出席し、本会の重要事項について意見を述べ調整することができる。

第4章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は総会及び理事会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第13条 総会は毎年年度当初に召集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び前年度の事業報告
- (2) 予算及び前年度決算報告
- (3) 会則の改正
- (4) 会長の選任
- (5) その他理事会が必要と認めた事項

(総会における書面表決等)

第13条の2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人と定め、当該表決を委任することができる。この場合において第16条の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会)

第14条 理事会は、必要に応じ会長が招集し次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) 重要事項及び事業計画
- (3) 内規の改正
- (4) 役員及び副会長の選任
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(理事会の決議の省略)

第14条の2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(臨時総会)

第15条 臨時総会は、会長が必要と認めたときにこれを開くことができる。

(議決)

第16条 各会議は出席者の過半数を以って決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第5章 会費及び会計

(経費)

第17条 この会の経費は会費及び寄附金その他の収入を以って充て、幹事はこれを管理する。

(会費)

第18条 本会の会費は、別表のとおりとする。但し、2以上に該当する事業所はその上位の額とする。

(会費の徴収)

第19条 会費の徴収は年1回で振り込みとし、金融機関への振込み用紙の納付書を以って領収書に充てる。但し、直接納入する場合は別記様式第1号により、これを徴収する。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収入)

第21条 本会の会計に収入がある時には、別記様式2号により会長の決済を受けなければならない。

(支出)

第22条 本会の会計を支出するときは、別記様式第3号により会長の決済を受けなければならない。

(会費の保管)

第23条 徴収した会費は、会長名を以って西入間広域消防組合管内の金融機関に預金する。

第6章 簿冊

(簿冊)

第24条 本会に次の簿冊を備え付け、会務のてん末を記録する。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 金銭出納証憑書類簿
- (5) 会計徴収簿
- (6) 会議録簿
- (7) 雑書綴

第7章 加入及び脱会、除名

(会員の加入)

第25条 会則第5条に該当するもので本会に加入しようとするものは、別記様式第4号の申込書を以って会長に届け出るものとする。

2 前項の届出があったときは、会員名簿に登録する。

(退会)

第26条 会員が移動等により脱会しようとするときは、その旨を別記様式第5号により届け出なければならない。但し、会費の未納がある時は完納し、既納の会費は返納しないものとする。

(除名)

第27条 会員に次の各号の1に該当する事実があるときは、理事会の議決により除名することができる。

- (1) 1年以上の会費を納めないとき
- (2) 本会の名誉を著しく毀損したとき

第8章 事業

(事業の細則)

第28条 会則第4条に規定する事業の細則については理事会で審議して決定するものとする。

(報告)

第29条 会員の事業所等において危険物、その他に起因する火災が発生した時又は、これに準ずる災害が発生しようとした事実があったときは、その概要を会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受理したときは、会長はこれを研究会において検討する。

第9章 雑則

(必要な内規)

第30条 会長は、本会則について、必要な事項を理事会の議決を経て内規に定めることができる。

(県連合会の加入)

第31条 本会は、社団法人埼玉県危険物安全協会連合会に加入するものとする。

附則(昭和53年7月19日)

この会則は、議決の日から施行する。

附則(昭和56年6月9日)

- 1 この会則は、議決の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。
- 2 従前の越生町危険物安全協会の会員は、第23条の入会申し込みをしたものとみなす。

附則(昭和57年5月19日)

この会則は、議決の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附則(昭和61年5月21日)

この会則は、議決の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附則(昭和63年5月23日)

この会則は、議決の日から施行する。

附則(平成8年6月7日)

この会則は、議決の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附則(平成9年6月11日)

この会則は、議決の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附則（平成18年4月25日）

この会則は、議決の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成20年7月25日）

（施行時期）

1 この会則は、議決の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 従前の西入間広域危険物安全協会の会員は、改正後の西入間広域危険物防火安全協会会則第18条の規定にかかわらず当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（平成28年5月20日）

この会則は、議決の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則（平成29年5月26日）

この会則は、議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則（令和2年5月21日）

この会則は、議決の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別 表 (第 1 8 条関係)

区分	種 別		金 額
正 会 員	延べ面積	500 m ² 以上 1,500 m ² 未満	3,000 円
		1,500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	6,000 円
		3,000 m ² 以上	10,000 円
	収容人員	100 人以上 500 人未満	3,000 円
		500 人以上 1,500 人未満	6,000 円
		1,500 人以上	10,000 円
	危険物	少量危険物施設等	3,000 円
		指定数量以上の危険物施設等	6,000 円
		営業用給油取扱所	10,000 円
		製造所	15,000 円
賛助	本会の趣旨に賛同する法人及び団体		5,000 円
会員	本会の趣旨に賛同する個人		3,000 円

別記様式第1号

納付書

第 号	年 度	年 度
事業所名 住 所 代表者名		
会 費	金	円
備 考		
上記のとおり納付します。 年 月 日 西入間広域危険物防火安全協会会長様		

領収書

第 号	年 度	年 度
事業所名 住 所 代表者名		
会 費	金	円
備 考		
上記のとおり領収しました。 年 月 日 西入間広域危険物防火安全協会 会長 ⑩		

別記様式第2号

収 入 証 書

会 長	副会長	副会長	副会長	常任理事	幹 事	出納簿	差引簿	確 認	監 事	監 事	
第 号				年度							
年 月 日				項				目			
予 算 現 額										円	
前 回 収 入 額										円	
収 入 額										円	
収 入 済 額										円	

金		円也
---	--	----

年 月 日	金 額	納 入 者
合 計		

上記のとおり領収しました。

年 月 日

西入間広域危険物防火安全協会会長

別記様式第3号

支出証書

支出命令	会長	副会長	副会長	副会長	常任理事	幹事	出納簿	差引簿	確認	監事	監事
第 号					年度						
年 月 日					項				目		
予算 差 引	予 算 現 額										円
	前 回 予 算 残 額										円
	支 出 額										円
	支 出 後 の 予 算 額										円

金		円也
---	--	----

摘 要	金 額	備 考
合 計		

西入間広域危険物防火安全協会 様 上記のとおり請求します。 年 月 日	住 所 氏 名
西入間広域危険物防火安全協会 会長様 上記のとおり領収しました。 年 月 日	住 所 氏 名

新規加入申込書

年 月 日

西入間広域危険物防火安全協会

会長 様

事業所所在地 _____

名 称 _____

代 表 者 _____ (印)

TEL _____

FAX _____

E-mail _____

私は、西入間広域危険物防火安全協会の趣旨に賛同し、貴会に加入したいので下記の会費を添えて申し込みます。

会員区分	種 別	年 会 費
会 員	延べ面積・収容人員・危険物	円
	本会の趣旨に賛同する個人、法人及び団体	円

なお、当方の担当者は次の者です。

防 火 管 理 者		
危険物保安監督者		
事 務 担 当 者		

No. _____

退 会 届

年 月 日

西入間広域危険物防火安全協会

会長 様

事業所所在地 _____

名 称 _____

代 表 者 _____

TEL _____

FAX _____

私は、西入間広域危険物防火安全協会を都合により退会したいので届けます。

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄